

令和5年度下半期 三鷹市下水道事業の業務状況

1 事業の概況

令和5年度の下水处理の状況は、下半期の処理水量 12,988,747 立法メートル、年間で 26,674,488 立法メートルとなりました。前年度の処理水量 26,913,953 立法メートルと比べ、239,465 立法メートル（0.9%）減少しました。

経理の状況では、収益的収支の主な収入である下水道使用料調定額は、下半期で 898,063,763 円、年間で 1,808,020,389 円になり、前年度の下水道使用料調定額 1,820,022,001 円と比べ、12,001,612 円（0.7%）減少しました。一方、収益的収支の主な支出の執行額は、流域下水道等処理費が下半期で 599,469,664 円、年間で 820,990,392 円、東部水再生センター維持管理費を含む処理場費がそれぞれ 373,792,983 円、579,569,258 円、公共下水道使用料徴収経費を含む総係費がそれぞれ 209,234,523 円、404,377,979 円となりました。

資本的収支の主な収入の執行額は、企業債が下半期、年間ともに 611,700,000 円となりました。資本的収支の主な支出の執行額は、東部水再生センター長寿命化改修工事を含む施設改良費が下半期、年間ともに 765,313,612 円、企業債元金償還金が下半期で 364,432,058 円、年間で 723,115,347 円となりました。

2 経理の状況

(1) 収益的収支の状況

収入

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	5年度決算額	執行率
営業収益	2,918,395	766,204	26.25%	2,664,485	91.30%
下水道使用料	1,845,830	898,063	48.65%	1,808,020	97.95%
他会計負担金	1,024,906	-174,309	-17.01%	813,510	79.37%
受託事業収益	46,710	42,160	90.26%	42,160	90.26%
その他営業収益	949	290	30.56%	795	83.77%
営業外収益	679,876	484,154	71.21%	648,947	95.45%
施設使用料	1	1	100.00%	1	100.00%
受取利息及び配当金	1	2	200.00%	5	500.00%
他会計補助金	329,119	134,560	40.88%	299,119	90.88%
長期前受金戻入	350,720	348,600	99.40%	348,600	99.40%
雑収益	35	991	2831.43%	1,222	3491.43%

支出

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	5年度決算額	執行率
営業費用	3,133,128	2,156,694	68.84%	2,851,518	91.01%
管渠費	163,659	115,183	70.38%	152,548	93.21%
ポンプ場費	102,973	55,833	54.22%	90,852	88.23%
処理場費	668,666	373,793	55.90%	579,569	86.68%
総係費	432,753	209,235	48.35%	404,378	93.44%
流域下水道等処理費	956,568	599,469	62.67%	820,990	85.83%
減価償却費	807,758	802,807	99.39%	802,807	99.39%
資産減耗費	751	374	49.80%	374	49.80%
営業外費用	200,371	109,563	54.68%	181,185	90.42%
支払利息及び企業債取扱諸費	137,770	63,882	46.37%	129,925	94.31%
消費税及び地方消費税	62,510	45,590	72.93%	51,169	81.86%
雑支出	91	91	100.00%	91	100.00%
特別損失	179	113	63.13%	179	100.00%
過年度損益修正損	179	113	63.13%	179	100.00%
予備費	3,000	0	0.00%	0	0.00%
予備費	3,000	0	0.00%	0	0.00%

(2) 資本的収支の状況

収入

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	5年度決算額	執行率
企業債	1,390,400	611,700	43.99%	611,700	43.99%
企業債	1,390,400	611,700	43.99%	611,700	43.99%
国庫補助金	368,698	-117,231	-31.80%	238,979	64.82%
国庫補助金	368,698	-117,231	-31.80%	238,979	64.82%
都補助金	15,316	-5,444	-35.54%	10,070	65.75%
都補助金	15,316	-5,444	-35.54%	10,070	65.75%
他会計補助金	64,869	14,325	22.08%	14,325	22.08%
他会計補助金	64,869	14,325	22.08%	14,325	22.08%
負担金等	73,278	18,834	25.70%	19,249	26.27%
受益者負担金	460	573	124.57%	988	214.78%
工事負担金	18,368	18,261	99.42%	18,261	99.42%

支出

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	5年度決算額	執行率
建設改良費	1,849,222	823,364	44.52%	860,223	46.52%
事務費	44,476	21,959	49.37%	38,832	87.31%
施設建設費	586,756	36,092	6.15%	56,078	9.56%
施設改良費	1,217,990	765,313	62.83%	765,313	62.83%
流域下水道建設費負担金	45,050	22,192	49.26%	42,110	93.47%
流域下水道建設費負担金	45,050	22,192	49.26%	42,110	93.47%
企業債償還金	723,116	364,432	50.40%	723,115	100.00%
建設企業債元金償還金	723,116	364,432	50.40%	723,115	100.00%

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 令和6年度三鷹市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 行政区域内人口	190,000 人
(2) 年間総排水量	26,914,000 m ³
(3) 一日平均排水量	73,500 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠整備事業	560,590 千円
イ 処理場及びポンプ場整備事業	565,305 千円
ウ 流域下水道建設事業	51,513 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,523,583 千円
第1項 営業収益	2,860,206 千円
第2項 営業外収益	663,377 千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	3,333,153 千円
第1項 営業費用	3,136,552 千円
第2項 営業外費用	193,503 千円
第3項 特別損失	98 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 644,532 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 81,866 千円、損益勘定留保資金 461,913 千円及び当年度利益剰余金 100,753 千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,683,392 千円
第1項 企業債	1,196,600 千円
第2項 国庫補助金	318,426 千円
第3項 都補助金	13,747 千円
第4項 他会計補助金	77,577 千円
第5項 負担金等	77,042 千円

支 出	
第1款 資本的支出	2,327,924 千円
第1項 建設改良費	1,613,516 千円
第2項 固定資産購入費	1,453 千円
第3項 流域下水道建設費負担金	51,513 千円
第4項 企業債償還金	661,433 千円
第5項 投資	9 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新川ポンプ場施設改良事業	令和7年度	千円 145,839

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 1,196,600	証書借入又は 証券発行による。 事業進捗、市財 政その他の都合 により、部分払い 又は翌年度に繰 り越して借り入 れることができる。	% 4.5以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	借入れのときか ら据置きを含み40 年以内に償還する。 ただし、市財政そ の他の都合により、 据置期間及び償還 年限を短縮し、若し くは繰上償還又は 借り換えることが できる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(2) 建設改良費、固定資産購入費、流域下水道建設費負担金、企業債償還金及び投資の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 209,500千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は401,475千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち、100,753千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 資本的収支不足額に対する補てん財源 100,753千円